

報告第2号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年3月21日提出

佐野市長 金子 裕

専決第3号

和解について

本市の消防団員による燃料の私的使用に関し、その当事者である相手方と和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和6年3月13日

佐野市長 金子 裕

1 相手方の住所及び氏名

[Redacted]
[Redacted]

2 損害の概要

相手方は、令和3年11月14日から令和5年11月13日までの期間において合計8回にわたり、消防団で使用するかのようにならして指定給油所から燃料を購入し、自己の車両等に私的使用したことで、その燃料費を支払った市に損害を与えた。

3 和解内容

- (1) 相手方は、損害に対する賠償として金71,819円を市に支払う。
- (2) 今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

4 和解日

令和6年3月13日